

PwC Tax Insight (No.03/2024)

少額貨物の輸入に対する付加価値税

Issued Date: 18 April 2024

タイ財務省は、少額貨物の輸入に対する付加価値税(VAT)について
改正案が公表される見込みであることを明らかにしました。

概要:

2024年4月2日、タイ財務省は、近日中にタイ歳入局が歳入法の改正案を公表する旨を明らかにしました。本改正により、オンラインマーケットプレイスを通じて購入される少額貨物の輸入(1500バーツ未満)に対して7%の付加価値税(以下、「VAT」)が課せられることになります。

1. 現行の法律

現在、関税法に基づき、1,500バーツ(約40米ドル)未満の貨物は関税が免除されており、VAT上の取扱いも、関税が免除されている輸入品に対してはVATを免除しています。

事実上、海外事業者から少額貨物を購入する消費者は7%のVATを支払う必要はありませんが、タイ国内の事業者から少額貨物を購入する消費者(すなわちタイ国内での販売)は、国内法に基づき、7%のVATが課されます。その結果、タイ国内の事業者は海外事業者と比較すると不利な立場に置かれています。

2. 改正案による影響

関税が免除となる貨物に対してVATが免除される規定を廃止するため、歳入法の改正が予定されており、この動向は、VAT事業者登録を行っていないタイの顧客に対してオンラインマーケットプレイスを通じて販売を行う海外事業者に影響を与える可能性があります。具体的には、少額貨物が販売されているオンラインマーケットプレイス(海外およびタイ国内の両方のマーケットプレイス)の運営事業者に対してVATの納税義務が課されることが想定されます。よって、本改正によりオンラインマーケットプレイスの運営事業者は月次のVAT申告が義務付けられ、追加の手続きが生じる可能性があります。

現在、当法案がどのように実行されるのかは未だ公表されていませんが、今年5月中旬にタイ歳入局からタイ財務省に改正案が提出されることが予定されています。

3. PwC の見解

このメカニズムはOECD推奨の枠組みに基づき構築されており、電子商取引プラットフォーマーに税務申告と支払いの義務を課すことにより、少額貨物の輸入に対するVATを徴収します。

歳入局は当改正の根拠として下記の2点を挙げています。

- (i) 少額貨物の販売／輸入に関して、タイ国内事業者と海外事業者の両方に公平な競争環境を提供すること
- (ii) 歳入局がこれまで徴収出来ていなかった少額貨物の輸入に対する税金を徴収すること

本改正は、今後のオンラインマーケットプレイスの運営に重大な影響を与える可能性があるため、PwCは歳入局からの更なる詳細の公表について、引き続き注視していきます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Paul Stitt
Martin Guy
Waratchaya Limvipuwat

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)
atsushi.uozumi@pwc.com

武部 純
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)
jun.takebe@pwc.com

中雄 俊和
(0 2844 1559/Mobile:06 25907638)
toshikazu.n.nakao@pwc.com

山鳥 達彦
(0 2844 1276/Mobile:06 32706830)
tatsuhiro.y.yamadori@pwc.com

武藤 慎也
(0 2844 1553/Mobile:06 25907619)
shinya.m.muto@pwc.com

福井 情美
(0 2844 1321)
motomi.fukui@pwc.com

* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所（電話番号：(662) 844-1000）までお問い合わせ下さい。



© 2024 PricewaterhouseCoopers Legal & Tax Consultants Ltd. All rights reserved. PwC refers to the Thailand member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details.

This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

At PwC, our purpose is to build trust in society and solve important problems. We're a network of firms in 151 countries with over 360,000 people who are committed to delivering quality in assurance, advisory and tax services. Find out more and tell us what matters to you by visiting us at www.pwc.com.